

議案第 88 号

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

平成 21 年 12 月 2 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、国家公務員に準じた職員の勤務時間の改正を実施することに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(大口町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

(大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 大口町職員の育児休業等に関する条例(平成4年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成20年法律第94号。以下「改正法」という。)第4条の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「新地方公務員育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をするため、新地方公務員育児休業法第10条第3項の規定による承認又は

新地方公務員育児休業法第 11 条第 2 項において準用する新地方公務員育児休業法第 10 条第 3 項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新地方公務員育児休業法第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

- 3 この条例の施行の際現に改正法第 4 条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の新地方公務員育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条）

新	旧
（1週間の勤務時間） 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。 2 略 3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分から31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年大口町条例第12号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。 5 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 略 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	（1週間の勤務時間） 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。 2 略 3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間から32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年大口町条例第12号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。 5 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 略 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条）

新	旧
(時間外勤務手当) 第16条 略 2 略 3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の	(時間外勤務手当) 第16条 略 2 略 3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の

新	旧
正規の勤務時間との合計が <u>38時間45分</u> に達するまでの間の勤務については、この限りでない。	正規の勤務時間との合計が <u>40時間</u> に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条）

新	旧
（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態） 第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。 (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。	（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態） 第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。 (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。